

湖南省版小規模多機能自治基本構想

～「ずっとここに暮らしたい！」

みんなで創ろう きらめき湖南」の実現に向けて～

令和5年3月

湖南省

策定にあたって

このたび、第二次湖南省総合計画基本計画の第1章に定める「みんなで共に進めるしくみをつくろう」「市民主体のまちづくりの推進」を実現するため、湖南省版小規模多機能自治基本構想を策定することとなりました。

本市においても少子高齢化や転出人口の増加など様々な要因による人口減少が進んでおり、市民による行政へのニーズも増加する中、今までのような地域を維持していくことが今後ますます困難であると予想されることから、行政は市民と協働して課題解決に取り組む必要が高まってきました。

この基本構想は、市民が「自分たちのまちは自分たちでつくる」ことを基本理念とした地域運営組織である「地域まちづくり協議会」が主体となり、地域課題を自ら解決するため、地域で支えあう仕組みを構築し、特色ある地域づくりを進めるとともに、行政はその取組を市内4つの中学校区を生活圏域としてサポートする体制や連携のかたちを確立するなどの方向性を明確にするものです。

この基本構想の実現に向けては、住民・地域・事業者・行政それぞれが役割を果たしていくことが求められることから、地域との協議を進めていくこととなりますので、市民のみなさんのご理解とご協力をお願いいたします。

令和5年(2023年)3月

湖南省長 生田 邦夫

目次

1 はじめに

- (1) 湖南省版小規模多機能自治基本構想策定の趣旨 . . . P2
- (2) 小規模多機能自治とは P2
- (3) これまでの本市の取組 P3

2 基本構想の位置づけ

(1) 関連する計画・業務との整合性

- ① 第二次湖南省総合計画後期基本計画 P4
- ② 湖南省公共施設等総合管理計画個別施設計画 . . . P4
- ③ 湖南省役所東庁舎耐震診断調査業務 P4

3 湖南省版小規模多機能自治がめざす姿

- (1) 4つの生活圏域と地域まちづくり協議会 P5
- (2) 行政機能の分散化と集約化 P5

4 小規模多機能自治の推進

- (1) 地域と行政の役割 P6
- (2) 地域による小規模多機能自治の推進 P6
- (3) 行政による小規模多機能自治の推進 P6
- (4) 令和5年度からのスケジュール P7

- 参考資料 湖南省地域まちづくり協議会条例 P11

1 はじめに

(1) 湖南省版小規模多機能自治基本構想策定の趣旨

本市が進める小規模多機能自治は、平成19年度に地域まちづくり協議会が設立され、自助・共助・公助の視点からそれぞれが担う役割を分担し、特色ある地域づくりやまちづくりを進めてきました。

しかし、本格的な人口減少社会を迎え、地域における課題がますます多様化する中、今日までのように行政が担う役割も今後は限界となることから、地域まちづくり協議会や区・自治会などの地域運営組織のあり方や、地域・民間事業者、行政がそれぞれ担うべき役割を見直すことが必要となってきました。

このようなことから、今後、持続可能な地域づくりを行政と地域、民間事業者が連携して進めていくための基本的な考え方を「湖南省版小規模多機能自治基本構想」として策定するものです。

(2) 小規模多機能自治とは

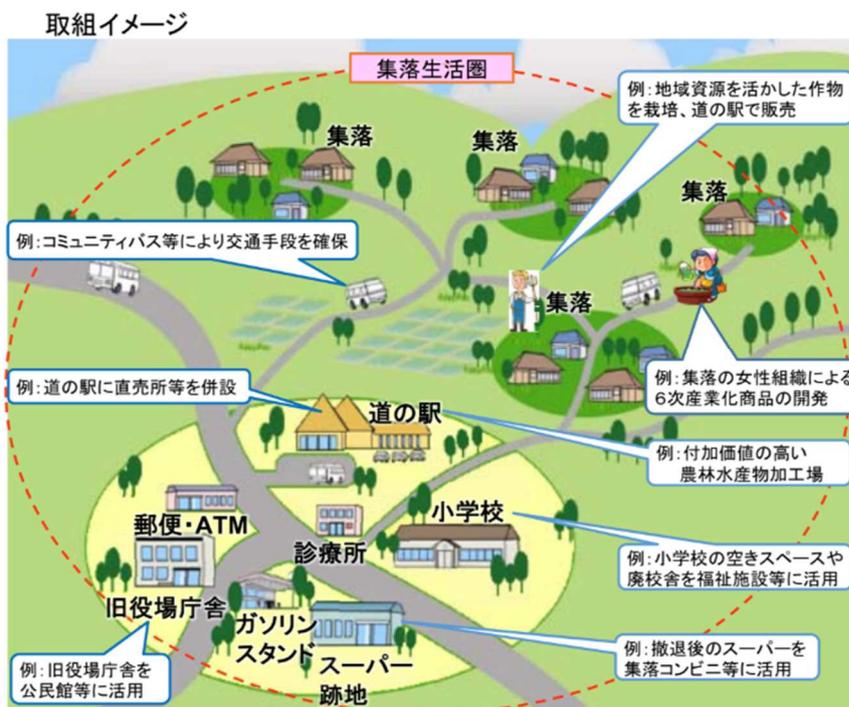
少子高齢化社会を迎え、中山間地域の過疎化対策として点在する集落で将来にわたり持続可能な暮らしを実現するため、集落生活圏（概ね小学校区）での生活サービスの集約化と交通のネットワーク化による「小さな拠点づくり」という考え方と、地域住民自らが主体的に地域の将来プランを策定し、地域課題の解決に向けた多機能型の取組を持続的に行うための組織を形成する「地域運営組織」という考え方が国により提唱されたことが始まりです。

中山間地域以外でも地域住民が主体的に地域づくりに関わり、行政との協働による「新しい公共」の形や地域に関わるあらゆる団体、事業者等が参画することにより、地域内の課題を「自ら考え、自ら決定し、自ら実行する組織」を形成し、住民福祉の向上や住みよい地域の形を創りあげる仕組みが「小規模多機能自治」です。

この地域主体の小規模多機能自治を全国に普及推進するため、「小規模多機能自治推進ネットワーク会議」が設置され、本市も参画し情報交換・情報共有等を行っています。

《小さな拠点づくりのイメージ図》

(出典：内閣官房まち・ひと・しごと創生本部資料)



(3) これまでの本市の取組

本市では、国が提唱する小規模多機能自治の考え方を取り入れた取組として、平成19年度から平成21年度にかけて「自分たちのまちは自分たちでつくる」を基本理念として、市内全小学校区（7学区）に区・自治会を基幹組織とした地域運営組織である「地域まちづくり協議会」が設立され、それぞれの地域課題に自らが取組、特色ある地域づくりのビジョンを定めた「地域コミュニティプラン」を策定し、活動しています。

平成26年2月には「湖南省地域まちづくり協議会条例」を制定し、地域組織としての位置づけを明確にするとともに、地域の課題に対して行政と地域の「協働」により解決を図ってきました。

しかし近年、地域まちづくり協議会のあり方やその基幹組織となる区・自治会との連携について、地域自らで見直そうとする動きがあり、今日まで取り組むべき課題等について議論が重ねられ、「地域コミュニティプラン」の見直しが進められてきたところです。

2 基本構想の位置づけ

(1) 関連する計画・業務との整合性

① 第二次湖南省総合計画後期基本計画 令和3年4月策定

本基本構想は、第二次湖南省総合計画後期基本計画に定める「市民主体のまちづくりの推進（第1章）」および「効率的な行財政運営の推進（第6章）」を実現するため、「行政」と地域運営組織である「地域まちづくり協機会」の協働により、本市が取り組む「小規模多機能自治」の推進を図るための基本的な方向性を定めています。

② 湖南省公共施設等総合管理計画個別施設計画 令和4年9月改訂

湖南省版小規模多機能自治を進める上で4つの中学校区圏域を拠点として進めるにあたり、関連する公共施設のあり方を見直すことが必要となります。

このことから、本基本構想に掲げる施設等の今後のあり方について「湖南省公共施設等総合管理計画個別施設計画」の見直しも併せて行い、外部の有識者等で構成する「湖南省公共施設等マネジメント推進委員会」に諮り意見等を得た上で市議会に諮るものとします。

③ 湖南省役所東庁舎耐震診断調査業務 令和4年度実施

行政が担うべきサービス機能について、東庁舎に置く統括的・集約的機能の整理と各中学校区における小規模多機能自治の拠点に置く分散的機能の整理を行うことで、「湖南省役所東庁舎耐震診断調査業務委託」の実施結果である「既存建築物耐震診断等判定報告書」に基づき今後進める東庁舎の整備計画と併せ、石部中学校区の小規模多機能自治の拠点となる西庁舎周辺についても本基本構想に基づき整備を進めることとします。



3 湖南省版小規模多機能自治がめざす姿

(1) 4つの生活圏域と地域まちづくり協議会

本市が進める小規模多機能自治の範囲は、そのエリア内人口を1万人から1万5千人を理想とすることから、市内を4つの生活圏域（中学校区）と捉え、従来の小学校区における地域まちづくり協議会の取組と併せ、小規模多機能自治として行政が持つサービス機能の内、分散する機能を有した拠点を置くこととします。

地域運営組織である地域まちづくり協議会は、小学校区単位を基本として市内で7つの協議会が組織されていますが、小規模多機能自治の拠点では、分散するサービス機能に対して地域や民間事業者が担い手となるための支援やサポート、行政が主体的に行うサービス機能などを職員と地域、民間事業者等が連携し、それぞれが主体的に取り組むこととしています。

各地域で高齢化が進む中、コスト面だけを重視した集約化だけを捉えるのではなく免許証の自主返納などにより窓口に来られない高齢者の方々には、生活圏域において福祉や医療など一定程度のサービスが完了できる仕組みを構築することも今後は重要となってきます。

(2) 行政機能の分散化と集約化

行政が持つサービス機能の分散化と集約化を進めていくにあたっては、その前提として行政事務のすべてを把握する必要があります。

その中において、「行政が担わなければならないサービス」、「地域や民間事業者で担っていただく方が効果の高いサービス」等の整理を行い、各中学校区に設置する拠点において実施する方がより効果的な行政サービスの内、それぞれが主体的に取り組むサービスと連携して取り組むサービスを検討し、行政が持つサービス機能の分散化を決定することとします。

また、これにより決定した分散化以外のサービス機能については、東庁舎への集約化を基本として進めることから、この見直しにより職員配置計画のほか、東庁舎の整備計画とも並行して進める必要があり、石部中学校区における小規模多機能自治の拠点として整備する西庁舎およびその周辺施設についても併せて考えて行く必要があります。

分散化するサービス機能については、各中学校区に拠点となる「(仮称)小規模多機能自治センター」を設置し、行政が主体となるサービスと地域や民間事業者が行うサービスへの支援・連携を進めます。

行政機能の分散化と集約化による湖南省版小規模多機能自治のイメージは【別図1 P8】のとおりです。

4つの生活圏域(中学校区)の小規模多機能自治センターなどの施設配置イメージは【別図2 P9】のとおりです。

4 小規模多機能自治の推進

(1) 地域と行政の役割

小規模多機能自治における地域の役割は、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という基本理念に基づき、地域課題に自ら取り組むことが基本となります。地域ごとに作成された地域コミュニティプランを実行していくことにより、地域課題の解決を図り、特色ある地域づくりを主体的に進めることが地域の役割です。

一方、行政の役割は行政が持つサービス機能について、中学校区を一つの生活圏域とした市内4つの拠点に分散化し、「行政が主体となって行うサービス」のほか、「地域との協働により実施するサービス」や「地域が担うことが効果的なサービス」など、地域への支援体制を確立し実行することが行政の役割です。

(2) 地域による小規模多機能自治の推進

小規模多機能自治を進める上で地域において主体となるのは地域まちづくり協議会であり、その基本理念に基づき、地域福祉や地域防災などを中心とした地域課題の解決に大きな役割を果たすことが期待されます。

地域ごとに策定されたコミュニティプランの実現に向け、基幹組織である区・自治会はもとより、地域内のあらゆる団体や組織、民間事業者が参画できるよう連携を図る必要があります。

(3) 行政による小規模多機能自治の推進

行政事務の洗い出しによる行政事務量の把握や整理を行い、行政が持つサービス機能の分散化と集約化の検討を進めます。

特に、分散化させるサービス機能については、地域まちづくり協議会がその担い手として可能であるか否か、支援やサポート内容等についても検

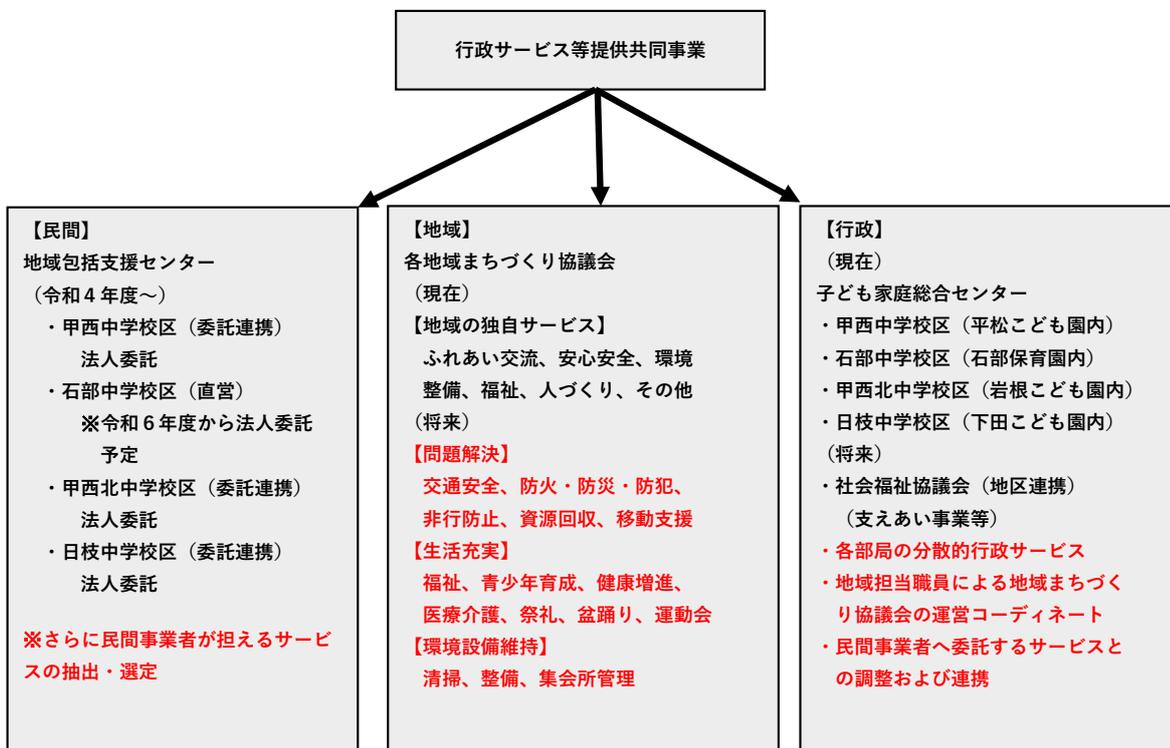
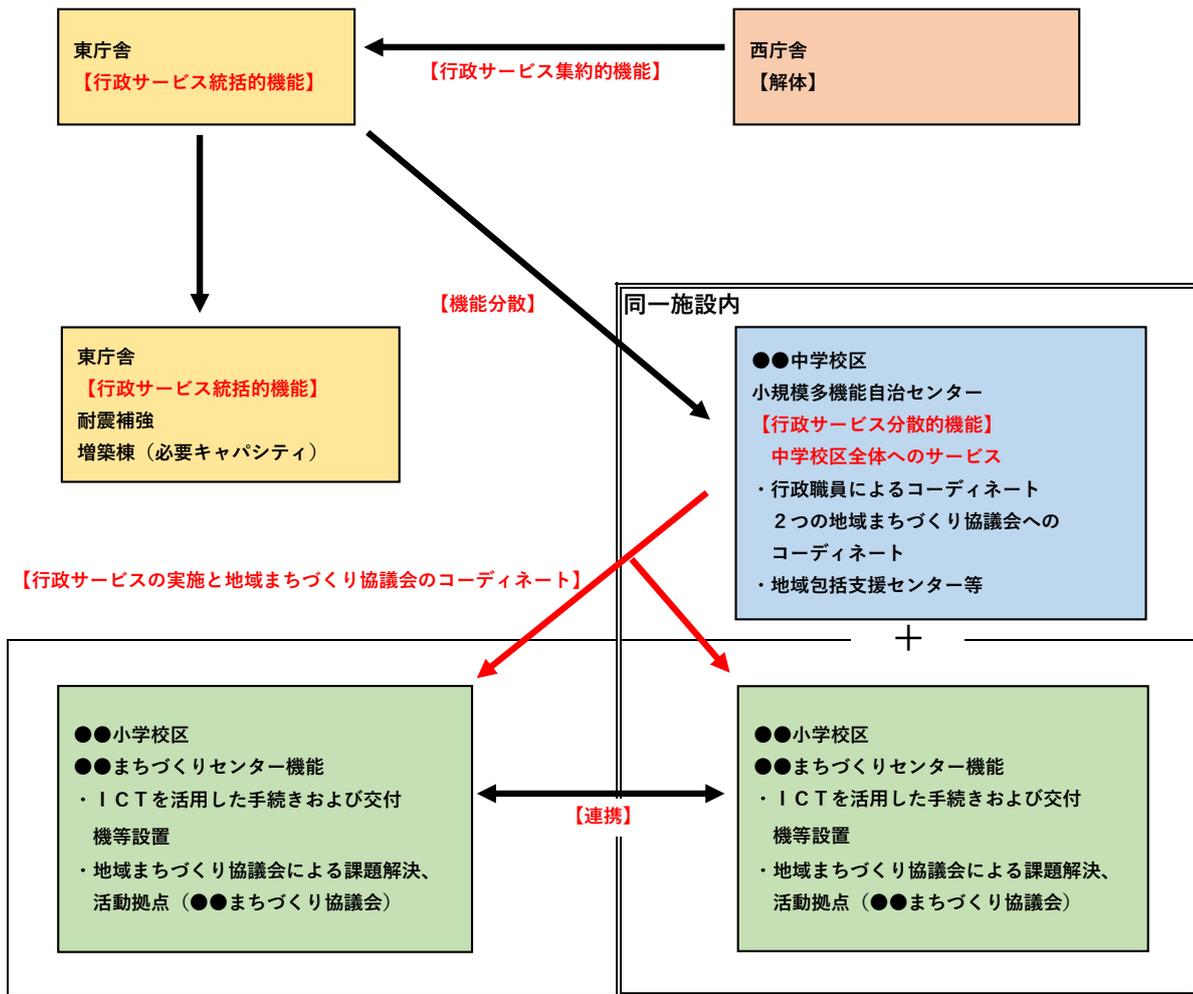
討を行い、地域福祉や地域防災など地域が主体となる小規模多機能自治の推進に取り組めます。

本基本構想に基づく取組を進めるための推進体制については、市長、副市長、教育長、部長級職員で構成する「小規模多機能自治推進会議」の下、全庁的に取り組むこととし、市民および市議会の理解と協力が得られるよう進めます。

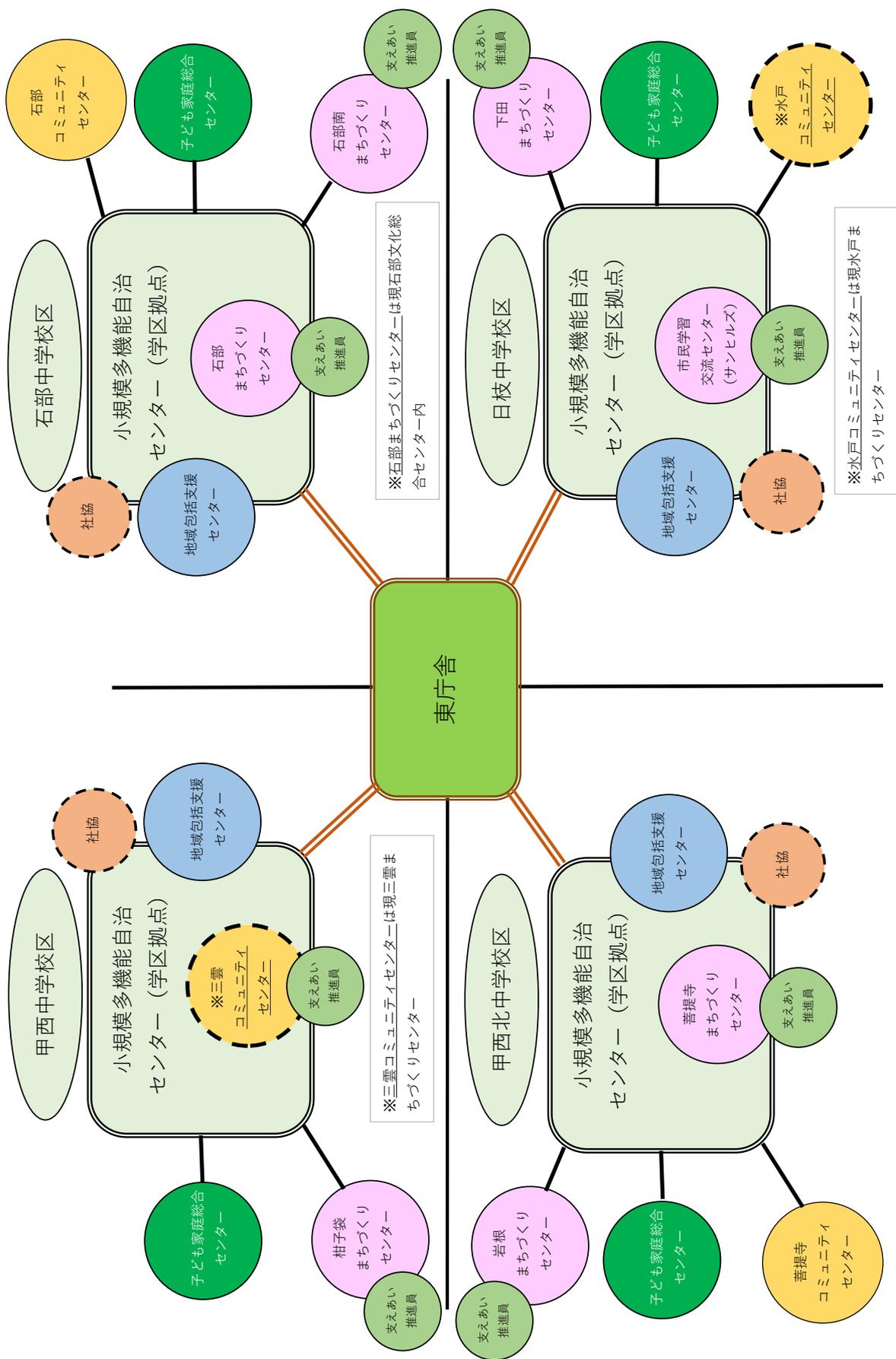
(4) 令和5年度からのスケジュール

今後、湖南省版小規模多機能自治の構築に向けて取り組むべき関連するスケジュールは【別図3 P10】のとおりですが、令和5年度以降の取組内容を年度ごとに具体的に進めるにあたっては、市議会をはじめ市民や地域などに説明を行い、広く理解を求めることとします。

湖南市版 小規模多機能自治イメージ【各中学校区】（案）



小規模多機能自治に伴う施設（機能）等配置イメージ



湖南省版小規模多機能自治の構築にかかる関連スケジュール (案)

	小規模多機能自治	西庁舎周辺整備	東庁舎周辺整備
R4	<p>【令和4年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政事務調査(洗い出し) →次年度(集約化・分散化)基礎資料 		<p>【令和4年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 耐震診断調査(判定委員会)
R5	<p>【令和5年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政事務の集約化と分散化の決定 →東庁舎等への集約業務と小規模多機能自治センターへの分散化業務の決定 ・地域まちづくり協議会との協議・調整 <p>【令和5年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各中学校区のコミュニティセンター設置 ・(三雲コミュニティセンター(甲西中学校区))※ ・石部コミュニティセンター(石部中学校区) ・菩提寺コミュニティセンター(甲西北中学校区) ・(水戸コミュニティセンター(日枝中学校区))※ <p>※施設はまちづくりセンターからの用途変更</p>	<p>【令和5年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 石部中学校区小規模多機能自治センター →集約化業務の検討 	<p>【令和5年度～令和10年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 庁舎周辺整備(増改築)基本計画(西庁舎含む) 基本設計 実施設計 増改築工事
R6	<p>【令和6年度～令和10年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ※令和6年度から各中学校区の拠点となる小規模多機能自治センターの整備 ★石部中学校区小規模多機能自治センター(新築) ★日枝中学校区小規模多機能自治センター(市民学習交流センター) ★甲西中学校区小規模多機能自治センター(三雲コミュニティセンター) ★甲西北中学校区小規模多機能自治センター(菩提寺まちづくりセンター) 	<p>【令和5年度～令和9年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 庁舎周辺整備基本計画(東庁舎を含む) ・石部文化総合センター(石部文化ホール) (石部図書館) (石部まちづくりセンター) 解体設計 解体工事 	
R7			
R8			
R9			
R10	<p>【令和10年度以降】</p> <ul style="list-style-type: none"> ★小規模多機能自治センター本格稼働 	<p>【令和10年度以降】</p> <ul style="list-style-type: none"> ★西庁舎解体工事 	<p>【令和10年度以降】</p> <ul style="list-style-type: none"> ★東庁舎増改築稼働
R11			

参考資料

○湖南省地域まちづくり協議会条例

平成26年2月27日

条例第1号

改正 令和3年3月31日条例第6号

(目的)

第1条 「自分たちのまちは自分たちでつくる」という基本理念のもとに、地域住民により設立された地域まちづくり協議会（以下「協議会」という。）の活動をさらに円滑にし、活性化を図るために、この条例を制定する。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、以下のとおりとする。

- (1) 地域住民 市内の一定の区域に在住、在勤、在学及び活動するすべてのものをいう。
- (2) 地域自治 地域住民が地域のために自主的に行う自治活動と、市政運営へ地域住民が参加する活動をあわせたものをいう。
- (3) 行政区 湖南省行政区設置条例（令和3年湖南省条例第2号）第1条に規定する行政区をいう。

(協議会の名称等)

第3条 協議会の名称及び区域は、別表のとおりとする。

(協議会の役割)

第4条 協議会は本条例の目的を実現するために、当該区域の法人及び各種団体と協力して次に掲げる役割を担う。

- (1) 当該区域の地域住民がその活動を理解するために、情報の共有を行うこと。
- (2) 地域の課題解決や地域福祉の向上のための企画を立案し、具体的な取り組みを行うこと。
- (3) 地域に関わる施策や地域だけで解決困難な課題について、意見をまとめ市に提案すること。

(地域住民の役割)

第5条 地域住民は地域自治の重要性を認識し、協議会の活動に積極的に参加するように努める。

(協議会の要件等)

第6条 協議会は、次に掲げるいずれもの要件を満たさなければならない。

- (1) 当該区域のすべての行政区が参加をし、その代表者が協議会の運営に参画していること。

参考資料

- (2) 協議会には、その区域の地域住民のすべてが加入できること。
- (3) 目的、名称、区域、事務所の所在地、会員の資格、代表者及び会議、意思決定を行うための機関などを明記した規約を定めていること。
- (4) 組織の運営に当たる役員や代表者は、民主的に選出されること。
- (5) 民主的で透明性を持った運営ができること。

(協議会の事業)

第7条 協議会は、まちづくりの推進のため次に掲げる事業を行う。

- (1) 互いに支えあう地域福祉の実現に関すること。
- (2) 子どもの健全育成に関すること。
- (3) 自主防犯及び自主防災に関すること。
- (4) 基本的人権の尊重に関すること。
- (5) 健康づくりに関すること。
- (6) 環境及び景観の保全に関すること。
- (7) 地域文化の継承及び創出に関すること。
- (8) 地域の資源を活用し、地域の活性化促進に関すること。
- (9) 地域課題の解決、地域振興及び市民交流に関すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、地域のまちづくりに関し、特に必要があると協議会が認める事業

(協議会の連携)

第8条 協議会は、より効果的な取り組みの実現のために、他の地域の協議会との情報交換や連絡調整を積極的に行い連携協力するように努める。

(地域コミュニティプラン)

第9条 協議会は、第4条第2号及び第7条に基づく事業等を行うにあたり、市の総合計画に基づき、自らが取り組む活動方針や内容等を定めた地域コミュニティプラン（以下「コミュニティプラン」という。）を策定しなければならない。

2 コミュニティプランの策定にあたっては、市の総合計画等との整合性を図ることとする。

3 協議会は、コミュニティプランを策定したときは、市長に提出するものとする。

(活動の制限)

第10条 協議会は、次に掲げる活動をしてはならない。

- (1) 宗教の教義を広め、又は信者を教化する事業
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動

参考資料

- (3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動

（市の支援）

第11条 市は、本条例の目的を実現するために、協議会の自主性及び自立性に配慮しながら、協議会と連携協力して地域自治を確立するための財政支援、人的支援及び情報発信等の支援を行う。

- 2 市は、前項の支援を行うにあたり、協議会と市行政に協力する各種団体とが連携を高め、相互補完関係を築くよう働きかけを行うものとする。

（その他）

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和3年条例第6号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

名称	区域
三雲学区まちづくり協議会	三雲区、妙感寺区、吉永区、夏見区、針区、ルモン甲西区、中央区、平松区、柑子袋区
石部学区まちづくり協議会	石部東区、石部中央区、石部西区、岡出区
石部南学区まちづくり協議会	宮の森区、宝来坂区、石部南区、東寺区、西寺・丸山区
岩根まちづくり協議会	朝国区、岩根東口区、岩根東区、岩根西区、岩根花園区、正福寺区
菩提寺まちづくり協議会	北山台区、菩提寺区、みどりの村区、三上台区、イワタニランド区、近江台区、ハイウェイサイドタウン区
下田学区まちづくり協議会	下田東区、下田西区、下田南区、下田北区、中山区、緑ヶ丘区、大谷区、桐松区、堂の城区
水戸学区まちづくり協議会	湖南工業団地北区、湖南工業団地中区、湖南工業団地南区